

議案第 20 号

おいらせ町菜飯地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

おいらせ町菜飯地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 18 年おいらせ町条例第 144 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 3 月 7 日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

提案理由

都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 26 号）による建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の改正に伴い、引用条項の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町菜飯地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

おいらせ町菜飯地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成１８年おいらせ町条例第１４４号）の一部を次のように改正する。

別表中「建築基準法別表第２（ち）」を「法別表第２（り）」に改める。

附 則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。